

234頁	M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,035点	1,081点
239頁	M017 ポンティック（1歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯 (2) 銀合金（略） 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 ロ 小白歯 ハ 大白歯 (2) 銀合金を用いた場合（略）	1,337点 1,007点 803点 1,007点 1,337点	1,396点 1,051点 839点 1,051点 1,396点
243頁	M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯） 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯）	2,175点 1,770点 1,770点 1,359点 1,046点 1,069点 836点 734点 638点 592点	2,347点 1,909点 1,909点 1,466点 1,129点 1,116点 873点 766点 666点 618点
244頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤（レストつき）	1,026点 793点	1,107点 855点
244頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小白歯 (3) 大白歯	296点 319点 367点	309点 333点 383点
244頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）		

	イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) (略)	733点 537点	766点 561点
245頁	M023 バー (1個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (2) (略)	1,714点	1,789点

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」(令和7年8月29日厚生労働省告示第233号)(令和7年9月1日適用)

341頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	令和7年8月まで	令和7年9月から
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)	1 g	11,763円	12,587円
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)	1 g	10,454円	11,278円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	10,549円	11,373円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	10,538円	11,362円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,299円	3,445円
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,901円	5,095円